

遺産の分割方法

現物、代償など4種類

共同相続人の中に特別受益（民法903条）のある者や、寄与分（同904条の2）が認められる者がある場合は、遺言や民法900条による共同相続人の各相続分を修正して具体的相続分を算定します。

具体的相続分に従い実際に遺産を分割するには、現物分割、代償分割、換価分割、共有分割の4つの方法があり、またこれらを併用することもできます。

現物分割とは、個々の財産の形状や性質を変更することなく分割する方法で、たとえば「甲はA土地を、乙はB土地を、丙はC土地を取得する」とか、「Aは土地を、Bは株式を、Cは現金を取得する」という分割です。

代償分割とは、一部の相続人に具体的相続分を超える額の財産を取得させ、相続人に他の相続人に対する代償金支払いなどの債務を負担させ調整する方法です。現物分割が物理的、経済的に不適当な場合、現物分割が可能でも種々の理由から代償分割をすることが適当な場合、相続分どおりに現物分割しようとしても過不足がどうしても生じてしまう場合などに代償分割が行われます。たとえば、被相続人所有の建物に被相続人と共同相続人の一人が同居していた場合、その同居していた相続人が他の共同相続人に代償金を支払い、その建物を単独で取得するというような形の分割が考えられます。しかし、代償金を支払うことになる相続人の資力に不安が残るときは適当な方法とはいえません。

換価分割とは、遺産を処分してその対価を相続人で分配する方法です。現物分割や代償分割によることが困難もしくは相当でない場合に行われます。

共有分割とは、遺産を具体的相続分に合わせて共同相続人の共有とする分割方法です。現物分割、代償分割、換価分割いずれも困難な場合に行われますが、将来、共有者の間で管理や処分方法などの意見が食い違うなどの問題が生じる可能性があるため注意が必要です。共有分割をした後に共有関係を解消するには、物権法上の共有物分割請求（同256条以下）によることになります。

協議又は調停による遺産分割の場合は、基本的に当事者間の合意に基づくので、自由に分割方法を選択することができますが、審判による遺産分割の場合は家庭裁判所が一切の事情を考慮して分割方法を決定することになります。

